

別表 採択要件及び助成対象経費

事業名	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率	助成対象経費
燃油価格高騰対応省エネ支援事業	燃油削減を図るための機器又は燃油を使用しない作型への転換に必要な機器の導入に対する助成	農業者の組織する団体（施設園芸農家3戸以上、又は農業従事者5名上で構成していること）	<ol style="list-style-type: none"> 1 受益者のA重油又は灯油について、事業実施前年度（令和3年7月～令和4年6月）の使用量よりも削減する取組であること 2 施設園芸セーフティネット構築事業（施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2900号農林水産事務次官依命通知）、施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2901号農林水産事務次官依命通知）、施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成24年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知））に加入しているか、加入が見込まれること 	1/2以内 （1経営体当たり100万円/10aを限度とする）	<ol style="list-style-type: none"> 1 燃油削減効果の高い機器 <ol style="list-style-type: none"> (1) 多層カーテン (2) 循環扇 (3) 多段サーモスタッド 2 作型転換に必要な機器 <ol style="list-style-type: none"> (1) 細霧冷房装置 (2) 循環扇 (3) 強制換気装置 3 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める機器